

受付口		窓口 □郵送 □電子		区	門・北・南・若 東・西・戸	総合相談No.		
記入要領		関係)		※下記太枠の中をご記入ください				
判定依頼申出書								
北九州市長 様						令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
申出者		住所		北九州市小倉北区城内1-1				
※所有者または相続人等		フリガナ 氏名		キタキュウ タロウ 北九 太郎				
☒ 下記の者が事務を代行すること に同意します。		TEL		093		(582) 2777		
事務代行者を立てる場合は 代行者についても記入してください		フリガナ 氏名		アキヤ ジロウ 空き家 次郎				
		TEL		093		(000) 0000		
住居表示		門 北・南・若 東・西・戸		区		〇〇町△丁目△△番△号		
						棟数 1		
1 当該空き家(敷地を含む)の状況を確認するため、以下の項目について、該当があればチェックしてください。 (分かる範囲で結構です。)								
(A) 物件 状況	☐	① 樹木・雑草等の繁茂等により敷地内への立ち入りができない(現況の確認不可)						
	☐	② 敷地内に土壌汚染や地下埋設物がある、あるいは予見される						
	☐	③ 敷地内に地盤沈下が視認できる						
	☐	④ 借地である						
	☐	⑤ 他殺、自死、事故死、その他原因が明らかでない死亡が発生した事実がある						
(B) 法令・ 近隣 関係 状況 等	☐	⑥ 接道がない等により、再建築ができない敷地である						
	☐	⑦ 市街化調整区域である						
	☐	⑧ 前面通路の幅員が3m未満である						
	☐	⑨ 敷地の形状が旗竿地である						
	☐	⑩ がけ(地盤面が水平面に対し30度を超える傾斜度をなす土地で高さ3m超)に近接する敷地である						
	☐	⑪ 売買等にあたって近隣住民の協力が見込めない(越境問題、境界不同意など)、又は、売買等にあたって所有者全員あるいは相続人全員の同意が得られない						
	☐	⑫ 地震、浸水、火災等により被害が発生した事実がある(被害内容:)						
	☐	⑬ アスベスト(石綿)の使用が確認されている						
	☐	⑭ 敷地内に駐車場が無い、あるいは新たに造作できない						
	☐	⑮ その他、流通に支障がある特別な事情がある()						
※裏面も記入・確認してください。								
市 記 入 欄	判定①	A B	低・高	／	支援実施	／	危険度	不良度
	判定②	有・以下		／	結果通知	／		

2 老朽空き家等除却促進事業を希望する場合は、以下の質問に「はい」「いいえ」でお答えください。 ※回答に一つでも「いいえ」がある場合は、老朽空き家等除却促進事業の利用は出来ません。	
はい・いいえ	1 空き家ですか。(空き家に住民票を置いている場合は補助申請時に異動が必要となります)。 ※居住が確認された場合は調査を行いません。
はい・いいえ	2 空き家の建築年は昭和56年5月以前ですか。 ※昭和56年6月以降に着工している場合は対象外です。
はい・いいえ	3 空き家は解体工事に着手していませんか。 ※解体済み、解体工事に着手済みのものは対象外です。
はい・いいえ	4 本申出に基づく判定にあたり、市が業務委託する法人(以下、「法人」という)に情報を提供し、北九州市及び法人が空き家の敷地に立ち入ることに同意しますか。
はい・いいえ	5 本申出にあたり、所有者や相続人、利害関係者等から同意を得ていますか。
はい・いいえ	6 敷地内からの外観調査を原則としますが、現地調査する空き家の状態を視認出来ますか。 ※樹木や雑草等で空き家が覆われている等で視認出来ない場合は判定が出来ません。
はい・いいえ	7 本市の定める基準により対象外と判定された空き家は、補助申請が出来ないことを了承の上、申し込みますか。※補助対象となった場合でも、補助申請後の審査により対象外となる場合があります。
はい・いいえ	8 当該空き家について、既に売買先、譲渡先等が決まっていますか。
はい・いいえ	9 老朽空き家等除却促進事業を利用して空き家を解体する場合、敷地内の工作物(門扉、塀、樹木等)も原則全撤去であることを了承の上、利用を希望します。
はい・いいえ	10 解体工事は、解体業等の許可を有する市内業者に依頼します。※市内業者とは、本店が北九州市内にある事業者です。市内業者で無ければ補助金の利用はできません。
はい・いいえ	11 本申出書に記載している内容の一切は事実と相違ありませんか。 ※虚偽の内容があった場合は補助金の対象外となる場合があります
3 本市が実施する制度以外に、法人による不動産流通の支援を受けることが可能です。 支援を希望しますか。	
☒ ← 希望する ☐ 希望しない	
添付書類	
希望するものにチェックをしてください	
1	
2	市では、本事業(老朽空き家等除却促進事業)の他、空き家バンク(空き家の売買等の仲介)や空き家の管理サービス(郵便物に確認や除草等)を行う事業者の紹介等の事業を行っています。
3	また、市が法律に基づき指定している「空家等管理活用支援法人」と連携して、空き家の流通や活用に向けた支援も行っています。
4	これらの各種制度のご案内を希望される場合は「希望する」チェックを入れてください。
5	
申出にあたっての注意事項等(必ずご確認ください)	
1	老朽空き家等除却促進事業の利用にあたっては、必要な要件を満たす必要があります。要綱・要領等で補助要件を確認してください。
2	本制度の対象外となった場合でも、申請等に必要な書類の取得などに要した費用は自己負担となります。また、提出していただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。
3	北九州市は、法人との個別の交渉・契約については直接関与しません。また契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間での解決をお願いします。
4	本申出で得た個人情報は本市が実施する空き家対策事業の目的以外には利用しません。
記入欄(所見等)	